

## 岐阜県都市計画審議会条例

昭和四十四年三月二十五日  
条例第十九号改正 平成九年十月八日 条例第十七号  
平成十二年三月二十四日 条例第二号

岐阜県都市計画地方審議会条例をここに公布する。

岐阜県都市計画審議会条例  
題名改正〔平成一二年条例二号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条第三項の規定に基づき、岐阜県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(組織)

第二条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 八人以内
- 二 関係行政機関の職員 八人以内
- 三 市町村の長を代表する者 二人以内
- 四 県議会の議員 六人以内
- 五 市町村の議会の議長を代表する者 二人以内

2 前項第一号につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成九年条例一七号〕

(臨時委員及び専門委員)

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、第二条第一項第一号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(環境影響評価専門部会)

第五条 審議会に、都市計画に係る環境影響評価に関する事項その他環境への影響に関する事項で知事が特に必要と認めるものを調査審議させるため、環境影響評価専門部会を置く。

2 環境影響評価専門部会に部会長を置き、会長が指定する者をもつて充てる。

追加〔平成一二年条例二号〕

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(常務委員会)

第七条 審議会は、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員八人以内をもつて組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会、環境影響評価専門部会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

附 則

この条例は、都市計画法施行の日から施行する。

附 則（平成九年十月八日条例第十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 岐阜県都市計画審議会運営規程

平成10年 3月24日制定  
平成12年 3月24日一部改正  
平成17年12月14日一部改正  
平成18年 7月12日一部改正  
平成24年12月19日一部改正  
平成30年 3月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜県都市計画審議会条例（昭和44年岐阜県条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、岐阜県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選挙を行い、これを選任するものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、招集期日の3日前までに議案を添えて日時及び場所を委員及び議事に関係ある臨時委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 招集の通知があつた後に、条例第2条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる者につき任命された委員の改選があつたときは、当該通知は後任の委員についてあつたものとみなすことができる。

3 会長が欠けた場合で条例第4条第3項のあらかじめ指定した委員が指定されていない場合においては、岐阜県都市建築部長が審議会の会議を招集する。

(代理人の出席)

第4条 条例第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者につき任命された委員および条例第3条第1項に基づき任命された臨時委員（関係行政機関の職員に限る。）が、事故により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に会議の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を審議する場合

二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

第7条 会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員2人がこれに署名するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則（平成12年3月24日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月14日）  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月12日）  
この規程は、平成18年7月12日から施行する。

附 則（平成24年12月19日）  
この規程は、平成24年12月19日から施行する。

附 則（平成30年3月22日）  
この規程は、平成30年3月22日から施行する。

## 環境影響評価専門部会運営要綱

平成11年10月	7日	制定
平成12年	3月24日	一部改正
平成21年	7月8日	一部改正
平成25年	6月26日	一部改正
平成30年	3月22日	一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県都市計画審議会条例（昭和44年岐阜県条例第19号）第8条の規定に基づき、環境影響評価専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 専門部会は、以下に掲げる事項を調査審議する。

- 一 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7章第1節、並びに岐阜県環境影響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号）第46条に基づき行われる都市計画に関する環境影響評価のうち以下の事項
  - イ 方法書の原案作成及び意見の概要の原案作成
  - ロ 準備書の原案作成並びに意見の概要及び当該意見についての見解の原案作成
  - ハ 評価書の原案作成
- 二 都市計画の決定又は土地区画整理事業その他都市計画事業の実施による環境影響に関する課題で、特に知事が必要と認める事項

### (組織)

第3条 専門部会は、委員及び専門委員10人以内で組織する。

2 委員は審議会委員のうちから審議会会長が指名する。

（部会長及びに副部会長）

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は委員のうちから審議会会長が指名し、副部会長は委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。

3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (議事)

第5条 専門部会の会議は、部会長が召集する。

2 専門部会の会議は、委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

### (報告)

第6条 都市計画の案に係る環境影響評価その他の事項に関する専門部会の調査審議が終了したときは、部会長がその結果を審議会に報告するものとする。

### (会議の公開)

第7条 専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、部会長の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を調査審議する場合
- 二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を調査審議する場合
- 三 貴重な生物の生息場所その他公開することが環境の保全に支障を及ぼすおそれのある情報を含む案件を調査審議する場合

第8条 部会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 部会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第9条 専門部会の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員、専門委員2人がこれに署名するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成11年10月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月26日から施行し、平成24年12月19日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。